

武蔵野市教育委員会教育目標

1 武蔵野市民のための教育を進めるにあたって

武蔵野市の教育は、人間尊重の精神に基づき、普遍的で個性豊かな文化の創造と豊かな地域社会の実現を目指し、人間性豊かに生きる市民の育成、社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成及び我が国の歴史や文化を尊重し、国際社会に生きる日本人の育成を願って進めます。

武蔵野市においては、経済・社会のグローバル化、情報通信技術の発達、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、意欲をもって取り組む人間を育成する教育を重視します。

武蔵野市教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に市民のための教育行政の推進に努めます。

2 武蔵野市教育委員会の教育目標

武蔵野市教育委員会は、子どもたちが、自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となることを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視します。

また、誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう社会教育を充実させ、学校教育と合わせ、生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

令和2年度 武蔵野市教育委員会の基本方針

武蔵野市教育委員会は、教育目標を達成するために、以下の基本方針及び指導や事業の重点に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、地域の特性を生かした教育を推進するとともに、総合的に教育施策の充実を図ります。

【基本方針1】 個性の伸長と市民性を高める教育の推進

一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識できるよう、日常的に肯定的な言葉かけを行ったり、力を発揮できる場を設定したりするなど、すべての学校職員が個性の伸長を意識して子どもたちと接します。そして、子どもたちが自らの力の向上に向けて努力し、力を最大限に発揮できるように、自信や意欲を高める教育を推進します。

また、自分と同じように他者を大切にしよう人権教育を充実させるとともに、他者と協働してよりよい生活や社会を築いていくために必要な市民性の育成に努めます。

○人権教育や多様性を認め合う教育の推進

多様な背景をもつ子どもたちが共に学ぶ学校において、互いに違いを認め尊重し合い、自他を敬愛する態度の育成を図り、あらゆる偏見や差別をなくすよう、全教育活動を通じて人権教育を推進します。また、研究校を指定し、多様な人々とかかわる学習活動や体験活動を一層推進するとともに、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして、国際理解や障害者理解、ボランティア・マインドの育成に努めます。

さらに、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図り、子どもたち一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められるようにするとともに、いのちを大切にすることや思いやりの心等の豊かな人間性の育成を目指します。

○いじめ防止の推進

「武蔵野市いじめ防止基本方針」を踏まえて、家庭、地域、関係機関との行動連携を図りながら、各学校のいじめ対策委員会を中心に組織的に、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を行います。特に、定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等による面談を実施するなどして子どもたちの様子の把握に努めます。また、「SOS の出し方に関する教育」の実施等、身近な人に助けを求めることの大切さを指導するとともに、校内の指導体制や教育相談体制の充実を図ります。

○武蔵野市民科の実施

子ども自身の人生や社会を豊かにするために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育む「武蔵野市民科」の学習を実施します。各学校が作成した教科等横断的な武蔵野市民科カリキュラム案をもとに試行を行うとともに、武蔵野市民科についての保護者等への周知に取り組みます。併せて、研究校を指定するとともに、引き続き武蔵野市民科カ

リキュラム検討委員会を設置して、各学校の取組内容等を共有し、カリキュラム案の改善・充実を図ります。

○長期宿泊体験活動の効果的な実施

長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）は、子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、主体的に問題を解決する意欲や態度を培うために実施している本市の特色ある教育活動であり、さらなる充実を図っていきます。

そのため、今年度は、長期宿泊体験活動検討委員会を設置し、新学習指導要領の全面实施及び武蔵野市民科との関連も視野に入れながら、活動内容や運営のあり方等、より効果的な実施のための検討を進めます。

【基本方針2】あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

新学習指導要領の全面实施にあたり、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力や人間性等の涵養を図ります。

また、すべての学びの基盤となる言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力を育むよう、理数教育をはじめとして各教科等の学習を確実に進めるとともに、教科等横断的な視点から教育課程を編成・実施・評価・改善するカリキュラム・マネジメントに各学校が主体的に取り組み、教育の質的向上を図るよう支援します。

○言語活動の充実

すべての学びの基盤となる言語の重要性を踏まえ、国語科をはじめとして教育活動全体に、記録や要約、発表や討論などの活動を計画的に位置付け、「主体的・対話的で深い学び」に結び付く言語活動の推進を図ります。そのために、各教科等において、基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得を図るとともに、探究的な活動や協働的な活動を位置付けた学習を充実させ、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成に努めます。また、子どもたち一人一人についての理解を深め、取組状況等を認め励ますことにより、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を育みます。

加えて、校内の言語環境の整備に努めるとともに、子どもたちの表現力を高める活動を奨励し、豊かな言語感覚の育成を図ります。

○英語教育の充実

言語の働きや文化の理解、英語を使って自分の思いや考えを伝える力、自信をもってコミュニケーションを図ろうとする態度等を育成するため、小学校英語をテーマとした研究校の2年間の研究成果を生かすとともに、小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導等を通して、ALT（外国語指導助手）と学級担任（または教科担任）によるティーム・ティーチングのあり方や地域の方と連携した授業展開を工夫するなど、授業改善を進めます。また、中

学校の英語科とのスムーズな接続を図り、英語力のさらなる向上を目指します。

○学校図書館を有効活用した教育の推進

子どもたちの知的好奇心や思考力、表現力を高め、感性・情緒を豊かなものにするため、子どもたちが読書に親しむ機会を広げて読書の楽しさや喜びを味わったり、進んで調べ学習をしたりできるよう、学校図書館サポーターによる支援を充実させます。また、朝読書や読書週間など各学校の創意工夫を奨励したり、読書の動機付け指導などの取組を推進したりして、読書習慣の確立や読書環境の整備に努めます。併せて、市立図書館と学校の連携強化に一層努めます。

○情報モラル教育の推進

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科等の指導の中で、子どもの発達段階に応じ、意図的・計画的に身に付けさせます。子どもたちにとって身近な存在である SNS の利用などスマートフォンをはじめとする携帯情報通信端末の様々な課題に対しては、SNS 東京ルールを踏まえた学校や家庭でのルールづくり等を通して、家庭や地域との連携を図りつつ、安全かつ適切に利用できる力を身に付けさせます。

○ICT を活用した授業の実施・促進

教員が電子黒板やタブレット PC、校内無線 LAN 等の効果的な活用をさらに図るとともに、子どもたちが ICT を授業で活用し、他者と協働して自己の考えを発信したり、深めたりするような学習活動を充実させます。また、引き続き、ICT サポーターによる授業支援を進めます。

○論理的思考・プログラミング的思考の育成

観察・実験など理科の授業の充実を図り、子どもたちの科学的な見方や考え方を育てます。また、子どもたちの実態に応じた様々な工夫を行うとともに、効果的に習熟度別指導を実施することにより、子どもたち一人一人の数学的な見方や考え方の育成を図ります。さらに、生涯学習事業との連携を図り、理科や算数・数学に対する興味・関心を高める活動を推進します。

また、プログラミング的思考を育むため、各小学校が、研究校の成果を生かし、年間指導計画の作成及び計画的かつ効果的な学習活動を行います。

【基本方針3】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、一人一人の教育的ニーズに応じることを目指した連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、交流及び共同学習を推進します。また、教育機会確保法を踏まえて、安心して通うことができる学校づくりを進めるとともに、多様な学びの場の確保を進めます。子ども自身や保護者の状態に対応した切れ目のない相談支援体制の充実を図

ります。

○特別支援教育の充実

子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援、合理的配慮を行います。また、就学相談や就学支援シートなどにより、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を推進します。特別支援教育の推進体制の充実を図るため、特別支援教育推進委員会を開催し、必要な調査研究や協議を行います。

○特別支援教育における多様な学びの場の整備

発達に障害のある生徒への指導支援の充実を図るため、第二中学校を拠点校として、市立全中学校に特別支援教室を開設します。小学校の特別支援教室については、拠点校を増設することにより、拠点校と児童の在籍校との連携を維持強化し、対象児童の増加に対応できる体制づくりを進めます。

特別支援学級については、都立特別支援学校や療育機関との連携や ICT 機器の導入などにより、指導支援体制を強化します。

○交流及び共同学習の推進

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の機会を拡充するため、交流共同学習支援員の配置を進めます。また、特別支援教育に関する情報発信を行うことにより、児童生徒、保護者、教職員、地域住民の理解促進を図ります。

○不登校児童生徒への支援の充実

不登校児童生徒への支援の充実を図るため、家庭と子どもの支援員や全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置拡充を行います。また、不登校児童生徒の教育的ニーズに柔軟に対応するため、チャレンジルームの指導環境の充実を図るとともに、新しい学びの場づくりやフリースクールとの連携を進めます。教職員や保護者の不登校に関する理解促進も進めます。

○切れ目のない相談支援体制づくり

発達、いじめ、虐待など、子どもや家庭に関する多様な課題に対応するため、学校、市派遣相談員、都スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携して、組織的な教育相談体制の充実を図ります。

また、学校、帰国・外国人教育相談室、関係支援機関が連携し、日本語を母語としない児童生徒と保護者への相談支援を進めます。

【基本方針4】健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進

子どもたちが、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるとともに、自らの生活や身近な環境を振り返り、健康や安全に関する課題を発

見し、進んで解決しようとする力や態度を育成するよう、指導の充実を図ります。また、安全を確保するための体制や環境の整備に努めます。

○安全教育・安全管理の充実

子どもたち自身が、危険を予測し回避する能力や他者を守る能力などを身に付けるために、防犯教育（セーフティ教室等）、交通安全教育（交通安全教室等）、防災教育（地域と連携した防災訓練等）の充実を図ります。また、「むさしの学校緊急メール」を活用し、緊急時の連絡体制を強化します。さらに、防犯カメラ等により通学路の安全性の向上を図るとともに、保護者・地域・関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の充実を図ります。

○体力向上・健康づくりの取組の充実

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るために、体力向上、健康づくりの取組を充実させるとともに、全小・中学校のオリンピック・パラリンピック教育の取組を一層支援します。また、運動能力の向上を図るため、モデル校を指定するとともに、子どもたちの運動意欲を高める体育の授業改善を推進します。さらに、外遊びや一校一取組など各学校の特色を生かした取組を奨励し、日常的な運動習慣の形成に努めます。加えて、様々な大会への参加を促し、運動意欲の向上を図ります。

○食育の推進

子どもたちが、食について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう食育を推進します。また、（一財）武蔵野市給食・食育振興財団と連携し、地域の協力も得ながら、学校給食を通じた食育を充実させます。令和3年度中に稼働予定である新学校給食桜堤調理場における食育機能について、具体的な検討を進めます。

【基本方針5】 学校経営の改善・充実

学校における働き方改革を推進するとともに、新学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校経営計画に基づく教職員の協働体制を確立し、子どもたちの姿や地域の現状等を一層踏まえた教育課程づくりを進めることにより、保護者・市民から信頼される質の高い教育を推進するよう支援します。また、学校が教育情報を家庭や地域に積極的に発信するとともに、双方向の意見交流を深め、学校・家庭・地域が各々主体性を発揮し、連携・協働するための仕組みづくりに取り組みます。

○主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、校内研究や互いに授業を見合う機会の設定など学校におけるOJTを積極的に推進するとともに、若手教員や臨時的任用教員の実践的指導力の向上を図るため、教育アドバイザー等による支援を一層充実します。さらに、今年度

は、「深い学び」をテーマとする教育課題研究開発校を2校指定し、研究成果を教員が共有するよう努めます。

また、教育推進室による教育情報の分析・提供の充実に努め、学校運営の担い手である教員の指導力や新たな課題への対応力の向上を図ります。

○学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進

学校の教育目標を地域・家庭と共有し、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校・家庭・地域の三者が連携・協働し、主体的に課題に対応していく学校運営のあり方を検討します。併せて、地域コーディネーターを中核とした学校・家庭・地域の組織的な協働のあり方を検討します。そのために、市教育委員会から学校の現状について積極的に情報発信するとともに、学校・家庭・地域それぞれの課題を共有する機会を設定します。

○学校における働き方改革の推進

「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト～」に基づき全校に導入した出退勤システムにより、働き方の見直しに向けた教員の意識改革を進めるとともに、定時退勤日の実施や長期休業中の学校閉庁日の拡大などを図ります。

また、授業や生活指導の質の向上を図るために、市講師の配置を拡大して教員の業務量を軽減するとともに、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実や地域コーディネーターによる地域人材の紹介・調整機能の拡充等に努めます。

さらに、引き続き、中学校部活動のあり方について検討を進めるとともに、大会等への引率も可能な部活動指導員を全中学校に配置します。

【基本方針6】 学校施設の確実な整備

子どもたちが安全で不安のない学校生活を過ごすことができるように、学校施設の整備、充実に努めます。また、学校給食を安定的に供給するため、学校給食桜堤調理場を改築します。

○児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の整備

武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、学校の改築を着実に進めます。個別校の改築にあたっては、学校関係者、保護者、地域住民、教育委員会等による懇談会を設置し、アンケートやワークショップ、説明会等を通じ、幅広く多様な意見を聞きながら検討します。

また、改築するまでの施設についても、計画的な予防保全を継続するとともに、児童・生徒数の増加や教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因にも適切に対応し、良好な施設環境を確保します。

○新学校給食桜堤調理場の整備

児童生徒数の増加に対応して学校給食を安定的に供給するため、最新の学校給食衛生管理基準を踏まえつつ、災害時の炊出しを支援する機能も備えた新学校給食桜堤調理場の建設を着実に進めます。

【基本方針7】生涯学習・スポーツ事業の充実

年齢や障害の有無等にかかわらず市民一人ひとりが自主的に学び、学んだことを他者に伝える（学びおくり）機会を充実することにより、生涯学習を通じたまちづくりを推進します。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック国際大会を契機として、市民のスポーツ活動や多様な文化活動の振興に取り組み、大会後もレガシーとして生涯学習事業に生かします。

○学び始める機会の提供

高齢者、障害者、生活困窮者、外国人といった人々は学ぶにあたり配慮が必要な場合があるため、「ラーニング・フォー・オール」（学びを全ての人々に）を掲げ、共生社会の実現を念頭に、それぞれの求めるものや障壁の程度を考慮しながら、必要なサポートを推進し、また、積極的な情報提供や動機付け支援等を推進します。

土曜学校やむさしのサイエンスフェスタ、武蔵野地域自由大学等で、多様な市民ニーズや社会の要請を考慮し、新しい時代のテーマを積極的に取り上げ、学びの機会を提供します。

○学びを広げ、他者につながる活動の支援

武蔵野地域五大学との連携により、学内で大学生と一緒に学ぶ寄付講座や大学正規科目のほか、市民ニーズを勘案して毎年、内容をアレンジする共同講演会、共同教養講座、自由大学講座等を引き続き実施するとともに、さらに学びを掘り下げることのできる場の創出を検討します。

また、社会教育関係団体の登録増加と活性化のために、今後の社会教育関係団体への支援のあり方を検討し、他の生涯学習関係団体を含めて団体相互が協力・連携できる仕組みについて検討します。

○「学びをおくる」生涯学習社会の推進

既に学んだことを他者、コミュニティ、地域、社会、あるいは次の世代へ伝えること（学びおくり）は、自分の学びを深めるだけでなく、学んだことを地域で生かすことにより、生涯学習社会の推進にもつながるため、講座やイベントに参加した人が、これから学ぼうとする人をサポートできるような仕組みについて検討します。また、将来の地域の担い手の育成のため、土曜学校等の青少年向けの既存事業における受講生等について、学びの成果を地域に生かせるような仕組みを検討します。

○市民の芸術・文化活動の支援

市民のだれもが芸術文化を享受し、人間性豊かな市民文化が創造・発展するように、武蔵野市文化振興基本方針に基づき、芸術表現や鑑賞の機会の提供、創作活動の場の拡充に努めます。その一環として、武蔵野市民芸術文化協会等の芸術文化団体の育成を図り、市民の芸術文化活動を支援します。

また、市民にとっての文化の享受と発信において、（公財）武蔵野文化事業団と（公財）武

蔵野生涯学習事業団の活動が寄与することがますます期待されます。両事業団の持つ資源を有機的に結び付けた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るため、統合に向けた取り組みを支援します。

○誰もがスポーツを楽しめる社会の実現

障害のある人や、子育て世代の人、勤労世代の人であっても、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の充実と、一人ひとりの興味・体力・ライフスタイル等に応じた多様な施策の展開を図ります。スポーツが、健康づくりはもとより、人としての成長や仲間づくりにつながるよう、継続のための取り組みを推進します。

○地域スポーツの支援

スポーツによる地域の活性化と体力向上を促進するため、学校施設を活用した気軽に楽しめるスポーツの紹介や、学校と連携した児童・生徒のスポーツ活動支援の充実を図ります。

また、市立体育施設の整備・改善を進め、利用者の利便性向上とさらなる利用促進、有効活用を図ります。さらに、隣接する公共施設の整備状況を勘案しながら、旧桜堤小学校跡地を利用したスポーツ広場の設置を検討します。

○スポーツ活動振興の方策

スポーツへの関心や興味が高まる東京 2020 オリンピック・パラリンピック国際大会の開催を契機とし、スポーツに親しむ機運の醸成や、障害の有無にかかわらず全ての市民がスポーツを楽しむことができる機会を創出、充実していきます。

学校教育との連携では、子どもたちにスポーツの持つ魅力を伝え、スポーツを通じた体力・運動能力の向上と、障害者や障害者スポーツへの理解促進を目指します。

武蔵野市体育協会、(公財)武蔵野生涯学習振興事業団等と連携し、競技スポーツや気軽にできるレクリエーションスポーツ、障害者スポーツと、多様な市民要望に対応したスポーツプログラムの充実を図ります。また、安心してスポーツを楽しむための環境づくりや施設整備を進めます。

武蔵野市スポーツ振興計画の改定のための準備や、総合体育館等の大規模工事を見据えて、市民意識調査を行います。

【基本方針8】 歴史文化の継承と創造

市民に武蔵野の歴史を理解してもらうため、武蔵野ふるさと歴史館において、常設展をはじめ、新たな視点に立った企画展、体験講座、講演会等を行うことにより、歴史文化の継承と創造をしていきます。

また、歴史公文書については、選別、移管、保存に取り組み、資料を広く公開し、文化財については、市指定文化財への指定などにより、保護・普及に努めます。そして、これらの資料等の利活用などにより、次世代への地域の歴史文化の継承に寄与します。

○文化財の保護・普及

本市では、先人たちの築いてきた歴史や文化を大切にし、地域の自然と歴史の中で培われてきた貴重な文化遺産を保護し、その普及に努めてきました。市天然記念物の保存を補助し、市指定文化財の指定などにも取り組んでいきます。特に、市指定文化財の修復・整備を行います。

さらに、民俗資料については、収集基準に基づき、収集資料の価値を確認する作業を行い、適切な保存及び活用等に努めます。

○歴史公文書の保存と公開

歴史公文書は、民主主義における人々の自由と権利の象徴であり、過去を未来へと繋ぐことができる市民に貴重な財産であるため、今年度は、広く歴史公文書を公開し、活用していただくために、検索のインデックスとなる目次づくり（階層化）に取り組みます。

また、公文書専門員（アーキビスト）を中心とした、公文書管理体制の整備にも取り組めます。

○武蔵野ふるさと歴史館の充実

中島飛行機関連事業として、米国国立公文書館で収集した翻訳された英文資料に基づき、専門的研究・分析等を行うとともに、新たな資料の収集に努めます。

また、博学連携事業については、市内小中学校にとどまらず、様々な機関との連携を図っていきます。高校生ボランティア制度、大学生のための学芸員実習、大学院生等のためのフェローシップ（特別研修員）制度、主に成人教育となる歴史館大学等により、生涯を通じて歴史館で学ぶ仕組み作りを整備します。

若年層等への周知促進のため、フェイスブック、ツイッターの活用をさらに進めます。

併せて、専門的な知識を持ったボランティアや、他施設との連携を図ります。

【基本方針9】 図書館の力を高め地域に活かす

読書ならではの楽しさや喜びを提供し、武蔵野市民が知りたいこと・考えたいこと・解決したいことを「知」の側面から支えていくために、図書館の力を高め、市民と地域の生き生きとした活動に貢献します。

○図書館施設・機能の充実

超高齢化社会や障害者差別解消法対応などを意識し、すべての利用者が使いやすく安全な施設提供を目指します。また、図書館サービス向上と業務の効率化のため、図書館情報システムを更新し、図書館サービスを支える基本機能の充実を図ります。

○質の高いサービスを支える体制整備

「読む楽しさ」「知る楽しみ」の動機づけ、デジタルな表現手段の活用、地域が抱える課題を発掘しその解決支援に取り組むなど、従来からの図書館業務の枠を越えた新たな専門性を

持つ職員を育成していくため、長期的な視点に立って人材育成計画を改定します。

中央図書館の今後の管理運営形態については、中央図書館の今後の方向性、武蔵野プレイスや吉祥寺図書館の指定管理者制度導入に関する評価、国の政策などを十分に把握した上で、適切なあり方を検討します。

○地域の情報拠点としての情報の蓄積

インターネット時代も変わらない図書資料の持つ価値を市民に提供するため、引き続き多様性や持続性を重視した資料収集を行います。

地域の情報拠点として図書館資料の充実を図るため、現在の蔵書構成を評価し、3館の個性に沿った資料収集の強化、新刊ベストセラーの複本購入の抑制など必要な蔵書方針の見直しを行います。また、オンラインデータベースなど、利用者の多様な学びや課題解決に資することが期待できるデジタル情報について研究を進めます。

○図書館の活用と情報収集の支援

インターネットが急激に普及していく中でも変わらない読書の感動や発見の喜びを伝えるため、世代にあわせた情報提供や事業を行います。また、利用登録者の半数近くが市外居住者となっていることから、資料の予約サービスや閲覧席などのスペース利用について、市民への適切な行政サービスの提供という視点から改善に取り組みます。

生涯学習や市民団体の活動が活発な本市の特徴を活かし、これらの活動を支援する様々な情報提供に取り組み、市民の学びなおしや市民活動の充実を支援します。

○市民の学びと課題解決の支援

知る楽しみをより多くの方に知っていただけるよう、体験型事業の実施などレファレンスサービスの普及に努めます。

また、図書館資料を活用して地域の課題解決に携わっている行政の他部署や地域の団体などと協力・連携し、市民の課題解決を支援します。

○子どもたちの読書活動の充実

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。本市における子どもの読書活動を総合的に推進するため、学校や関係各課と連携して子ども読書活動推進計画を改定します。